

第57号議案

平成28年度使用小・中学校用教科用図書の採択について

平成28年度使用小・中学校用教科用図書の採択について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年7月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成28年度に使用する小・中学校用教科用図書を採択するため、本案を提出します。

平成28年度に使用する小学校用教科用図書採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国語	光村図書出版	音楽	教育出版
書写	教育出版	図画工作	日本文教出版
社会	東京書籍	家庭	東京書籍
地図	帝国書院	保健	大日本図書
算数	啓林館	生活	東京書籍
理科	大日本図書		

平成28年度に使用する中学校用教科用図書採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国語	光村図書出版	音楽	一般 教育出版
書写	教育出版		器楽合奏 教育出版
社会	地理 東京書籍	美術	日本文教出版
	歴史 東京書籍	保健体育	大日本図書
	公民 東京書籍	技術・家庭	技術 東京書籍
地図 帝国書院	家庭 東京書籍		
数学	啓林館	英語	東京書籍
理科	大日本図書		

第58号議案

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会  
設置要綱の改正について

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱の改正に  
ついて、別添案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年7月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱の一部  
を改正するため本案を提出します。

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱の一部を  
改正する要綱

第1条 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱の  
一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の次に「(3)市長部局の次長相当職以上の職員」を加え、  
以下「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、また「(5)市議会代表（教  
育次世代委員会委員長若しくは副委員長）」を「(6)市議会代表（経済教育委  
員会委員長若しくは副委員長）」に改める。

付則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第3条 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から教育委員会が、ネーミングライツの募集の際に委嘱し、その任期は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定までとする。</p> <p>(1) 教育文化の部長（部長相当職を含む）</p> <p>(2) 教育文化部の次長（次長相当職を含む）</p> <p>(3) <u>公認会計士</u></p> <p>(4) <u>学識経験者</u></p> <p>(5) <u>市議会代表（教育次世代委員会委員長若しくは副委員長）</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>市長部局の次長相当職以上の職員</u></p> <p>(4) <u>公認会計士</u></p> <p>(5) <u>学識経験者</u></p> <p>(6) <u>市議会代表（経済教育委員会委員長若しくは副委員長）</u></p>

## 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、ネーミングライツ（命名権）事業導入に関するガイドラインに基づき設置される選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について定めるものとする。

### （職務）

第2条 選定委員会は、教育委員会が管理する施設について募集するネーミングライツについて、その募集要項の内容を審査するものとする。

2 選定委員会は、ネーミングライツの応募について、次の事項によりその内容を審査し、優先交渉権候補者及び次点交渉権候補者の選定を行うものとする。

- (1) 応募要件
- (2) 応募者の経営状況
- (3) 施設と応募者の理念・事業内容との整合性
- (4) 希望する名称の適正
- (5) 提案金額の妥当性
- (6) 市の財源確保以外の利点の有無
- (7) その他必要事項

### （委員）

第3条 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるものの中から教育委員会が、ネーミングライツの募集の際に委嘱し、その任期は、優先交渉権候補者及び次点交渉権候補者の決定までとする。

- (1) 教育文化部の部長（部長相当職を含む）
- (2) 教育文化部の次長（次長相当職を含む）
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 市議会代表（経済教育委員会委員長若しくは副委員長）

2 選定委員会は、委員の互選により委員長を選出し、委員長は、副委員長を指名するものとする。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。

### （委員会）

第4条 選定委員会は、委員長が召集し、委員長が選定委員会を統括するものとする。

2 選定委員会は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させることができるものとする。

(委員の責務)

第5条 委員の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員は、中立・公平に選定の審査を行わなければならない。
- (2) 委員は、応募者若しくは応募団体に関与してはならない。
- (3) 委員は、選定の審査中において知り得た情報を公表してはならない。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、ネーミングライツ募集施設の所管課（公所）が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第59号議案

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会  
委員の委嘱について

一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年7月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市木曾川文化会館に対しネーミングライツ（命名権）事業を導入するにあたり、一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員会設置要綱第3条第1項の規定に基づき選定委員の委嘱を行うため。



1. 一宮市教育委員会ネーミングライツ（命名権）選定委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
すぎやまひろゆき 杉山弘幸				教育文化部長	新
のだしんこ 野田眞吾				教育文化部次長	新
いとつとむ 伊藤哲				公認会計士	新
はしもとひろとし 橋本博利				学識経験者	新
おかもとまさし 岡本将嗣				議会代表	新

2. 委嘱期間

平成 27 年 7 月 22 日から平成 28 年 3 月 31 日

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年7月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
ア 市内の教育関係団体  
イ 報道機関（新聞社又は放送局）  
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
7	平成 27 年度こ ころの健康フ ェスティバル あいち実行委 員会  実行委員長 かみばやし ひろかず 上林 弘和	平成 27 年度ここ ろの健康フェス ティバルあいち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式典</li> <li>・松本ハウスによ る記念講演</li> <li>・参加団体による 作品展示、活動 内容紹介、バザ ー、パネル展示、 パフォーマンス 等</li> </ul>	11月21日 (土)	名古屋文 理大学文 化フォー ラム	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
30	名古屋法務局人権擁護部 部長 堀内 龍也 愛知県人権擁護委員連合会 会長 住田 正夫	第43回「人権を理解する作品コンクール」	・愛知県内の小中学校および特別支援学校の小学校部・中学校部にて在籍する児童生徒を対象とする書道、ポスター、標語の募集	・応募期間 10月19日(月)～12月4日(金) ・入賞作品展示 平成28年 2月6日(土)～2月8日(月)	・展示会場 名鉄百貨店本館	無料	(1) (5)ウ (6)
31	一宮市小中学校長会 会長 土屋 薫	親と子のつどい	親子演劇鑑賞 「絵本の扉」 (劇団 芸術座) ・参加対象 一宮市内小学校の児童と保護者 約1300名	12月23日 水・初 午後1時30分～ 午後3時	一宮市民会館	無料	(5)ア (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
24	一宮南モラロジー事務所 代表世話人 森 眞	モラロジー ミニセミナー	宮本勝子氏(公益財団法人モラロジー研究所 社会教育講師)による「笑顔でつながる 家族の絆」をテーマにした講演	9月6日(日)	アイプラザ 一宮	有料 500円	(6)
25	社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 会長 河村 正夫	第1回ふれあいフォトコンクール	「ふれあい」をテーマにした写真のコンクール	応募期間 10月1日(木) ～ 12月18日(金) 審査発表 平成28年2月	—	無料	(3)
26	華道家元池坊愛知支部 支部長 鶴飼 豊江	第35回華道家元池坊愛知支部いけばな展	いけばな作品の展示	10月2日(金) ～ 10月5日(月)	名鉄百貨店 一宮店	無料	(6)
27	一宮中モラロジー事務所 代表世話人 森 俊一郎	モラロジーニューモラルセミナー	公益財団法人モラロジー研究所委託の講師による同研究所発行のテキスト「心新たに生きる」をもとにした講義形式のセミナー	11月22日(日)	一宮市民会館	有料 2000円	(6)
28	木曾川文化会館住民ワークショップ 運営委員長 佐家 美空	第55回きそがわふれあいコンサート	打楽器とサクソフのコンサート	9月13日(日)	木曾川公民館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
29	木曾川文化会館住 民ワークショップ 運営委員長 きづか みそら 佐家 美空 主催(共催) 木曾川文化会館住 民ワークショップ 及び 木曾川公民館 魅力 ある地域づくり部	第56回きそがわふ れあい公演	柳家燕弥による落語会	10月18日(日)	木曾川公民館	無料	(6)
30	株式会社マツイン楽 器店 代表取締役社長 まつし としゆき 松石 奉之	2015 第22回国際ピ アノコンクール in 知 多 受賞者褒賞コン サート〜ピアノコン チェルトの夕べ〜	5月開催のコンクール上 位受賞者12名によるピア ノコンチェルト形式のコン サート	11月23日 (月・祝)	東海市芸術劇 場	有料 2000円	(7)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
17	愛知県一宮総合運動場 場長 <small>ながいしげと</small> 永井成人 主催 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	家族の体験活動推進事業「家族でテニスをしよう」	小学生とその家族を対象にテニスを通して親子のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める	9月6日(日)	いちい信金スポーツセンター	無料	(4) (6)
18	愛知県スポーツ少年団 本部長 <small>じんののりお</small> 神野裕郎	第13回愛知県スポーツ少年団バレーボール交流大会	愛知県内の小学生によるバレーボール大会	10月25日(日)	一宮市総合体育館	無料	(4)
19	FCシリウス尾張 代表 <small>いなみきよかず</small> 井浪清一	FCシリウス尾張第1回ボールフェスティバル2015	これまで運動に興味が無かった子供たちも、運動を通じて、基本の挨拶や判断力の向上と仲間と成し遂げる喜びを感じてもらえる大会	8月3日(月)～4日(火)	いちい信金スポーツセンター サッカー場	無料	(7)
20	愛知県駅伝実行委員会 実行委員長 <small>いながき ゆたか</small> 稲垣 裕 構成団体 一般財団法人愛知県陸上競技協会 東海テレビ放送	愛知万博メモリアル第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会	2005年に開催された「愛知万博」のメモリアルイベントを通じ次世代へ語り継ぐと同時に、愛知県内各市町村の交流。市町村合併後の一本化への促進、県民意識の高揚と県民スポーツの振興を主目的として実施する。区間と距離:9区間(小学校から一般)23.7km 参加チーム:愛知県内全市町村54チーム チーム編成:各市町村1チーム	12月5日(土)	愛・地球博記念公園	無料	(4) (5) イ (6)



# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
21	一宮サウスライオンズクラブ 代表 <small>まつながこういち</small> 松永幸一	平成27年度第1回全国ガールズカップ in一宮	全国の中学生女子による軟式野球大会	8月22日(土) ~24日(月)	大野極楽寺公園野球場 他	1チーム 10,000円	(7)